

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社朝日工務店
業者の住所 : 大阪府大阪市天王寺区細工谷1-10-13
2. 競争参加停止措置期間 : 2023年2月9日～ 2023年3月22日
(6週間)

3. 事 実 概 要 :

株式会社朝日工務店は、2022年12月14日付けで建設業許可部局（大阪府）より、以下の処分を受けた。

吹田市内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して解体工事業に係る同項の許可を受けないで請負代金が建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を請け負ったとして、3日間の営業の停止。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社朝日工務店が、建設業許可部局より3日間の営業停止処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	